

スポーツ少年団登録について

1. スポーツ少年団登録手続きの流れ

※スポーツ少年団登録システム操作マニュアル〈単位団〉参照

- ①登録システムにログインし、団員、指導者等の情報を入力する。
- ②支払い方法を選択し、登録料を入力する。

2. 申込提出書類

- ①スポーツ少年団入団（継続・新規）申込書・・・各単位団の代表者に、保護者が記入して申し込んで下さい。

※市登録に必要なものですので、必ず提出をしてください。（3月中旬に市内の各小学校宛に、行方市の各スポーツ少年団紹介チラシ及び入団申込書が送付されます。）

また、継続する団員も提出が必要です。申込には、登録金700円が必要となります。（内訳：国登録料300円、県登録料200円、市登録料200円）

- ②スポーツ安全保険の写し

※スポーツ安全保険の申込用紙は、行方市内（麻生・北浦・玉造）の3体育館
また、常陽銀行の窓口にあります。保険料は、令和3年度現在で、以下のとおりとなっています。加入する単位団の代表者に確認して、お支払い下さい。

AW 1, 450円（団体での活動中とその往復、個人練習や個人活動含む）

A 1 800円（団体での活動中とその往復）

保険の適用は、加入日の翌日から当該年度の3月31日までとなりますので、活動開始前の加入をお勧めいたします。

※お問合せ：(公財)スポーツ安全協会茨城県支部 ☎029-297-7600(土,日,祝を除く)

3. 申込時期

※毎年7月31日を、登録申請及び提出期限としています。